

(作業中の防火管理)

- 第29条 ガス若しくは電気による溶接作業、自動車の解体等の溶断作業、グラインダー等による火花を発する作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶解作業又は鋸打作業(以下「溶接作業等」という。)は、引火性又は爆発性の物品の付近においてこれをしてはならない。(う)(か)(せ)
- 2 自動車の解体作業においては、溶断作業を行う前に燃料等の可燃性物品の除去及び消火用具の準備を行い、かつ、除去した燃料等の適切な管理を行わなければならない。(せ)
- 3 溶接作業等を行う場合は、火花の飛散、接炎等による火災の発生を防止するため、湿砂の散布、散水、不燃材料による遮熱又は可燃性物品の除去及び作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。(う)(せ)
- 4 令別表第1に掲げる防火対象物(同表(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。以下第52条及び第53条において同じ。)及びこれらの防火対象物の用途に供するため工事中の建築物その他の工作物において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを著しく発生する作業を行う場合は、換気又は除じん、火気の制限、消火用具の準備、作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。(う)(せ)
- 5 作業現場においては、火災予防上安全な場所に吸殻容器を設け、当該場所以外の場所では喫煙してはならない。(う)(せ)
- 6 圧縮アセチレンガスを使用する作業現場においては、外部から見えやすい箇所に、圧縮アセチレンガスを使用している旨の標識を設けなければならない。(う)(せ)

条則

（標識等）

第16条 条例第12条第1項第5号(条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第3項、第12条の2第2項、第13条第2項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)、第18条第3号、第24条第2項、第4項及び第5項ただし書、第29条第6項並びに第51条第4号並びに第9条第5号に規定する標識及び表示板は、別表第4の各項に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各項の右欄に定める大きさ及び色によるものとする。（つ）（と）（ぬ）

2 （略）

3 （略）

別表第4（第16条関係）(抜粋)

標 識 及 び 表 示 板	大 き さ 及 び 色			
	大 き さ		色	
	幅（センチメートル）	長さ（センチメートル）	地	文字又は表示
圧縮アセチレンガスを使用している旨を表示した標識	直径30以上		白	赤・黒

【解説】

本条は、火災の発生のおそれがある作業等について、火災予防上の措置を規定したものである。

1 第1項の規制対象は、火災が伸長するか、又は火花が飛散する作業であって、家庭で行う一時的な作業等は、これに該当しない。

これらの典型的なものとしては、作業所において行う一定の事業目的に従って反復継続される一連の作業があるが、他の一時的な作業であっても、アスファルトの溶解又は百貨店その他の事業所における改装等に伴うこれらの作業等も含まれる。

(1) 「火花を発する作業」には、グラインダー等による作業のほか、たがね、ドリル等によるはつり作業が該当する。

(2) 「加熱作業」には、トーチランプによるもののほか、バーナーによるもの等がある。

(3) 「引火性又は爆発性の物品」については、第27条の解説を参考とすること。

2 第2項の「燃料等の可燃性物品」とは、ガソリン等の引火性物品のほか、シート等溶断作業にお

いて着火しやすい物品をいうものである。また、「燃料等の適切な管理」とは、抜き取った燃料を鋼製の容器に入れ、所定の場所で保管すること等のほか、その量によっては、少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準によるなど、それぞれの物質・物品の性質及び量に応じた適切な管理を行うべきことをいうものである。

なお、燃料タンクの取外し、燃料の抜き取り等を行う際には、火気管理には特に注意すること。

3 第3項の「可燃性の物品」とは、引火性又は爆発性の物品及びその他全ての移動可能な可燃性のものをいう。また、「火災予防上必要な措置」とは、次のような措置をいう。

- (1) 作業の開始前に周囲の安全を確認し、必要に応じ清掃等を実施する。
- (2) 監視人を置く。
- (3) 消火の準備をする。
- (4) 作業中は、関係者以外の者の出入りを禁止する。

なお、溶接作業等を行なう場合には、火花の飛散等による火災の発生の防止を図るため、令第4条の3第4項に定める防災性能を有する工事用シートを用いることが有効である。

4 第4項は、工事中の建築物等で、可燃性の蒸気若しくはガス又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを著しく発生する作業を行う場合の規制である。

- (1) 「可燃性の蒸気若しくはガス」とは、都市ガス、液化石油ガス、水素ガス等のガス及びガソリン等から発生した蒸気であって、その滞留濃度が燃焼範囲の下限界の30パーセント以上であるものをいう。
- (2) 「可燃性の粉じん」とは、木粉、皮革粉、小麦粉、でん粉、砂糖、樹脂粉、石鹼、ナフタリン、コルク、石炭、鉄粉、たばこ、紙、綿、ゴム等の可燃性粉じんをいう。
- (3) 「除じん」とは、次のような措置をいう。

ア 強制除じん装置その他の除じん方法により爆発(燃焼)のおそれがないように有効に除じんすること。

イ 発生する場所を密閉し、集じん器を設け有効に除じんすること。

- (4) 「火災予防上必要な措置」とは、次のような措置をいう。

ア 作業の開始前に周囲の安全を確認し、必要な措置を行う。

イ 点火源となる可燃性のある原因を排除する。

ウ 監視人を置く。

エ 作業中は関係者以外の出入りを禁止する。

5 第5項の「作業現場」とは、本条第1項に掲げた溶接作業等を行う作業現場だけでなく、あらゆる作業現場をいう。ただし、道路の掘削工事等で作業そのものの内容が火災の発生と関係がなく周囲にも可燃物のない作業を除く。また、「火災予防上安全な場所」とは次の場所をいう。

- (1) 周囲に可燃物がない場所であること。
- (2) 適当な広さを有すること。

(3) 付近で危険作業が行われていないこと。

なお、これらの場所には、消火の準備及び喫煙場所である旨の標識の掲出等の措置をしておくこと。

6 第6項は、圧縮アセチレンガスを使用する作業現場には、当該ガスを使用している旨の標識を設けなければならない規定である。使用する場合のみならず、貯蔵取扱いをするときも、標識を設ける必要がある。標識の様式は図29-1のとおりであり、これを1階及び作業階に掲出すること。

図29-1

